

第49号議案

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例（昭和58年島根県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年5月7日から施行する。